

岐阜県公報

第 二 千 六 百 四 十 六 号
平 成 二 十 七 年 五 月 十 二 日
(火曜日)

目 次

告 示

○道路の区域変更

(道路維持課) 三四三^{ページ}

公 示

○平成二十七年製菓衛生師試験の実施

○基本測量の実施

○土地改良区役員の退任及び就任

○土地改良区の定款の変更認可

○土地改良区の定款の変更認可

○土地改良区役員の退任及び就任

○土地改良区役員の退任及び就任

(生活衛生課) 三四三

(用地課) 三四五

(西濃農林事務所) 三四五

(同) 三四六

(揖斐農林事務所) 三四六

(東濃農林事務所) 三四六

(下呂農林事務所) 三四七

告 示

岐阜県告示第三百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年五月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

○平成二十七年製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第十五号)第四条第一項の規定により、次のとお

道路の種類		路線名		区間		区域の変更前後別		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考
県道	上麻生線 停車場線	加茂郡七宗町上麻生字戸 菰平一五九四番一地主から	同郡同町同字戸 直一五二三番五地先まで	前	後							
		五・〇 六・六	五・〇 七・八							二五・三	二五・三	

り製菓衛生師試験を実施します。

平成二十七年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十七年九月十一日(金) 午後二時から

二 試験場所

岐阜市鶴舞町二丁目六番地七

ワークプラザ岐阜

岐阜市藪田南二丁目一番地一

岐阜県庁 大会議室

三 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であつて、

製菓衛生師法第五条第一号の規定により指定を受けた製菓衛生師養成施設において

一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したも

の

五 受験手続

1 受験願書等配布期間

平成二十七年六月十二日(金)から同年七月十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

の午前九時から午後五時まで

2 受験願書受付期間

平成二十七年七月六日(月)から同月十日(金)までの午前九時から午後五時まで

で
なお、郵送による受験申込みは、平成二十七年七月六日(月)から同月十日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 受験願書の配布場所及び受付場所

県保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課(〒500-1857)に送付してください。

570 岐阜市藪田南二丁目一番地一)に送付してください。

4 提出書類

(一) 受験願書 一通

(二) 履歴書 一通

(三) 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証明する書類 一通

(四) 製菓衛生師法第五条第一号の規定により指定を受けた製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本を持参すること。若しくは卒業証明書又は菓子製造業従事証明書 一通

(五) 写真(出願前六か月以内に、正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。) 一枚

(六) 菓子製造(一級又は二級)に係る技能検定合格証書の写し(製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)第三項の規定により、試験の一部について免除を受けようとする場合に限り。原本を持参すること。) 一通

六 受験手数料

九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください(消印しないこと)。

七 合格発表

平成二十七年十月九日(金) 午前十時

県庁、県保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証書を送付します。

また、同日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

製菓衛生師試験の結果については、次のとおり受験者に提供します。

1 提供する試験結果

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八―二七二―一一一 内線二二九六）及び県保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 詳細については、県保健所、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八―二七二―一一一 内線二五六七）に問い合わせてください。

○基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十七年五月七日から

同 二十八年二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
--------	-------	----	----	-----

養老町烏江土地改良区	平成二七・四・四	理事	大橋 孝雄	養老郡養老町烏江九二〇番地二
同	同	同	平井 金吾	同 一三三一番地一
同	同	同	藤田 義緑	同 一三五三番地四
同	同	同	高木 武雄	同 二四四番地三
同	同	同	高木 正夫	同 九二三番地二
同	同	同	近藤 勳	同 二九八番地一
同	同	同	川口 政幸	同 五六一番地一
同	同	同	川瀬 春男	同 五五五番地一
同	同	同	伊藤 満洲雄	同 一七八番地一六
同	同	同	浅井 敏数	同 一二五七番地二
同	同	同	近藤 豊	同 一四八番地二
同	同	同	三井 博生	同 八八九番地二

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住 所

江土 養老町 平成 理事 大橋 孝雄 養老郡養老町烏江 九二〇番地二
良区 土地改 三七・四・二五 同 平井 金吾 同 一三三一番地一
同 同 三井 博生 同 八八九番地二
同 同 高木 武雄 同 二四四番地三
同 同 高木 正夫 同 九三三番地二
同 同 酒井 辰夫 同 九三六番地
同 同 川口 政幸 同 五六一番地一
同 同 川瀬 春男 同 五五五番地一
同 同 伊藤 満洲雄 同 一七八番地一六
同 同 浅井 敏数 同 一二五七番地二
同 同 近藤 豊 同 一四八番地二
同 同 藤田 義緑 同 一三五三番地四

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
大垣土地改良区	平成二七・四・二二

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖東土地改良区	平成二七・四・二二

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
瑞浪中部土地改良区	平成 二七・三・二四	理事	遠山 英俊	瑞浪市土岐町 二六四〇番地
		同	永井 研 同	二六七九番地
		同	加藤 満 同	二六二六番地
		同	桑原 昇 同	二五〇〇番地の六
		同	中村 恵嗣 同	三一九二番地の三
		同	土屋 浩二 同	二九五一番地
		同	大塚 富也 同	四三九四番地
		同	鶴飼 健二 同	三四九六番地
		同	永井 二三男 同	二五九五番地

就任した役員

同	加納賢二	同	二七〇四番地の六
土改良区名	就任年月日	役名	氏名住
瑞浪中部 土地改良区	平成 二七・三・三五	理事	遠山英俊 瑞浪市土岐町
同	同	同	二六四〇番地
同	同	同	二六七九番地
同	同	同	二六二六番地
同	同	同	二五〇〇番地の六
同	同	同	三一九二番地の三
同	同	同	二九五一番地
同	同	同	四三九四番地
同	同	同	三四九六番地
同	同	同	二五九五番地
同	同	同	二七〇四番地の六

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土改良区名	退任年月日	役名	氏名住	所
萩原町川 西北部土 地改良区	平成 二七・三・三三	理事	熊崎幸一	下呂市萩原町野上 五一一番地
同	同	同	熊崎治之	下呂市萩原町尾崎 六六〇番地一七
同	同	同	廣瀬晃二	同 三四八番地七

就任した役員

土地区改良区		就任した役員		
萩原町川西北部土地改良区	平成二七・四・一			
同	理事	役名	氏名	住所
同	熊崎幸一	熊崎幸一	熊崎幸一	下呂市萩原町野上 五二一番地
同	熊崎治之	熊崎治之	熊崎治之	下呂市萩原町尾崎 六六〇番地一七
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				

平成二十七年五月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社